

久喜市紙おむつ給付事業実施要綱の一部を改正する告示

久喜市紙おむつ給付事業実施要綱（平成22年久喜市告示第113号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「18歳以上の者」の次に「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項の規定により市が支給決定を行わないものを除く。）」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。